

犯罪被害者等施策（学校教育関係）の主な施策について

1. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

【安全の確保（基本法第15条関係）】

- (1) 再被害防止に向けた関係機関（学校、警察、児童相談所等）の連携の充実
- (2) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備
- (3) 再被害の防止に資する教育の実施

等

2. 支援等のための体制整備への取組

【相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）】

- (1) 教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、福祉事務所、保健所、弁護士会、医師会等）・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実
- (2) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校や問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進
- (3) 教育委員会等への情報の提供

等

3. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

【国民の理解の増進（基本法第20条関係）】

- (1) 学校における
 - ・生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
 - ・犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育
 - ・犯罪抑止教育
 - ・子どもへの暴力防止のための参加型学習の推進
- (2) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及
- (3) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進
- (4) 家庭における命の教育への支援の推進

等